

～9月21日は世界アルツハイマーデーです～ 認知症への理解を深めましょう



認知症は、誰もがなりうるものです。家族や同僚、地域の方などまわりの方が認知症になることもあります。この機会に、「認知症」について考えてみませんか。

問い合わせ 健康長寿課（内線292）



認知症の方とのコミュニケーション 7つのポイント

- まずは見守る
- 余裕を持って対応する
- 声をかける時は1人で
- 後ろから声をかけない
- 視線を合わせ、優しい口調で
- 穏やかにはっきりとした滑舌で
- 相手の言葉に耳を傾けて

もっと理解を深めるために

展示で学ぶ 認知症について正しく理解しよう

9月1日（金）～29日（金）の間、市役所2階ロビーをはじめ市内各所で、認知症をテーマとした展示を実施します。展示場所など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



動画で学ぶ

あれ?と思ったあなたと家族のための認知症講座

講師 聖徳大学 心理・福祉学部

准教授 きたむら せつ 北村 世都さん

- 内容
- 認知症を疑ったとき
 - 認知症の家族の心理と支援
 - 地域で認知症の人と家族が暮らし続けるために
- ※昨年度と同一の内容です

申込 市ホームページ申込フォームで。申込者に視聴用URLを送付します。

※講演の録画・録音・撮影などの二次利用および内容の紹介のSNSへの投稿は禁止です



講座で学ぶ 「認知症サポーター」になりませんか

「認知症の基本的な知識」や「認知症の方への対応の仕方」について学ぶ講座です。9月実施の講座については、19ページまたは市ホームページをご覧ください。



人と動物がより調和のとれた共生社会へ



飼い犬の登録数が年々増加しており、家族の一員として愛情を持ってペットを飼っている方が多い一方で飼い方が不適切な事例も見受けられます。市では新たに条例を制定することにより、人と動物（ペット）との調和の取れた社会を目指します。

問い合わせ 環境課（内線463）

「戸田市人と動物との共生社会の推進に関する条例」(一部抜粋)

基本理念 第3条

動物が命あるものであり、その命は差別することなく尊ぶものであることを理解し、市や飼い主や市民が、それぞれ連携していくこと。

飼い主の責務 第6条

ペットを適切に管理し、他人に迷惑を及ぼすことがないようにし、やむをえず飼えなくなったときは次の飼い主を見つけるよう努めること。

動物を飼っている方や苦手な方、価値観はさまざまです。身近な動物との関わりの中で気を付けることを考えてみましょう。

犬 狂犬病予防法により市への登録が義務付けられています。生後91日以上の子犬は、市に登録して「鑑札」の交付を受けることで登録となります。また、狂犬病予防注射は毎年受けましょう。市では、集団接種も行っています。



猫 登録制度はなく、飼い主がよりしっかり管理する必要があります。飼い主のいない野良猫に対して地域猫活動（不妊や去勢手術をした上で一代限りの命として地域で適切に見守る）に取り組む団体も増えています。*



●そのほかの動物

カラス…毎年4～6月が繁殖期です。巣をつくられないように樹木の剪定などをしておきましょう。卵やひながいない巣は撤去できます（許可不要）が、いと撤去できません。子育て期で攻撃性が高いカラスには近寄らないようにしてください。

アライグマ…県で計画駆除の対象としています。市で捕獲ワナの設置ができますので、ご相談ください。

ハクビシン…原則駆除ができません。家の周りに食べ物となるようなものを置かないようにしましょう。

ミドリガメ、アメリカザリガニ…2023年6月から、現在飼育しているものを川などに放流することや販売、購入は禁止となりました。

飼い主が責任を持って育てましょう。



9月20日～26日は動物愛護週間です。身近な動物について、改めて考えてみましょう。